

議案第44号

三神地区環境事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年4月28日付けで、三養基郡町村議会議長会の名称が佐賀県東部町議会議長会に変更されたこと並びに議長及び副議長並びに監査委員の選任方法を変更するため、三神地区環境事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和8年9月1日提出

基山町長 松 田 一 也

提案理由

組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和 8 年 9 月 11 日原案可 決

別紙

三神地区環境事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

三神地区環境事務組合同規約（平成11年佐賀県指令10市町村第5号）の一部を次のように変更する。

第8条第2項中「三養基郡町村議会議長会会長」を「佐賀県東部町議会議長会会長」に改め、同条第3項中「、吉野ヶ里町」を削る。

第13条第3項中「及び上峰町」を「、上峰町及び吉野ヶ里町」に改め、同条第4項中「、吉野ヶ里町」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による佐賀県知事の許可のあった日から施行し、変更後の三神地区環境事務組合同規約の規定は、令和8年4月28日から適用する。